

第2次

京田辺市人権教育・啓発推進計画(改訂版)



2021年(令和3年)12月

京都府京田辺市
(京田辺市人権教育・啓発推進本部)

ごあいさつ

人権は、人間の尊厳に基づく固有の権利として、全ての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされ、市民一人ひとりの意識によって守られ、尊重されるべきものです。

京田辺市では、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までの10年間を計画期間とする「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」に基づき、施策を実施してきたところですが、その間に国において様々な人権に関する法令が整備され、また、東京2020オリンピック競技大会では、はじめてトランスジェンダーの選手が自認する性の競技に出場するなど、人権についての社会の意識は刻々と変化しています。



さらに、昨今の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大が、公衆衛生・医療の危機のみならず経済・教育・文化などあらゆる側面に大打撃を与える「人類の危機」となる中、人権の側面においても、憶測によるデマや誤った情報の拡散、インターネット上での誹謗中傷や心ない書き込みなどとして現れるようになりました。

これらの様々な社会の変化を踏まえ、計画期間の途中ではありましたが、引き続き人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、本計画の改訂を行うことといたしました。

すべての人々の人権が尊重され、多様な価値観を認め合いながら、ともに生きていける平和で心豊かな社会を実現するため、市民の皆様とともに、人権教育・啓発の取組を進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました市民並びに各関係団体等の皆様に、深く感謝申し上げます。

2021年（令和3年）12月

京田辺市人権教育・啓発推進本部 本部長

京田辺市長 上村 崇

目次

第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 京都府の動向	4
4 京田辺市の人権教育・啓発に係る取組状況	5
第2章 計画の基本理念	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の目標及び性格等	7
(1) 計画の目標	7
(2) 計画の性格	8
(3) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について	8
3 人権教育・啓発推進の視点	9
4 計画期間	10
第3章 人権問題の現状等（分野別施策の推進）	11
1 同和問題（部落差別）	12
2 女性の人権問題	14
3 子どもの人権問題	17
4 高齢者の人権問題	21
5 障がいのある人の人権問題	23
6 外国人等の人権問題	26
7 エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症・ハンセン病・難病患者等の人権問題	28
(1) エイズ・HIV感染症	28
(2) ハンセン病	29
(3) 難病患者	30
8 犯罪被害者等の人権問題	31
9 様々な人権問題	32
(1) ホームレス	33
(2) 性的指向・性自認	33
(3) 刑を終えて出所した人	34
(4) アイヌの人々	34
(5) 婚外子（非嫡出子）	35
(6) 北朝鮮当局における拉致問題等	35
10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	36
(1) 新型コロナウイルス感染症による人権問題	36

(2) インターネット社会における人権の尊重	37
(3) 個人情報の保護	38
(4) 安心して働ける職場環境の推進	39
(5) 自殺対策の推進	40
(6) 災害時の配慮	41
第4章 人権教育・啓発の推進	43
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	43
(1) 就学前施設	43
(2) 学校	44
(3) 地域社会	46
(4) 家庭	48
(5) 企業・職場	49
2 人権に係る職業従事者に対する研修等の推進	50
(1) 教職員・社会教育関係者	51
(2) 保健福祉関係者	52
(3) 消防職員	52
(4) 市職員	53
3 指導者の養成	54
4 人権教育・啓発資料等の整備	54
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	54
6 調査・研究成果の活用	55
7 相談機関相互の連携・充実	55
第5章 計画の推進	57
1 推進体制	57
2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働	57
3 計画に基づく施策の点検	57
■参考資料■	59
1 世界人権宣言	59
2 日本国憲法（抜粋）	65
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	68
4 計画の推進体制	71
(1) 京田辺市人権教育・啓発推進本部設置要綱	71
(2) 京田辺市人権教育・啓発推進本部の組織図	73
■用語解説■	74

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言¹」を採択して以来、「国際人権規約²」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）³」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約／女子差別撤廃条約）⁴」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）⁵」など、人権に関する数多くの国際規範を採択するとともに、1994年（平成6年）の人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官⁶の設置や人権関係諸条約の監視機関⁷等の積極的な活動など、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

特に、1994年（平成6年）の第49回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年⁸」と決議し、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

国連では、2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）⁹」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画¹⁰」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））に基づく取組が推進され、2015年（平成27年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の取組、2020年（令和2年）からは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととした第4フェーズ行動計

画（2020年（令和2年）～2024年（令和6年））が進められています。

国連決議はさらに、第4フェーズ行動計画を「持続可能な開発目標」（SDGs）¹¹の目標4と7「2030年（令和12年）までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込んでいます。

なお、2011年（平成23年）には国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則¹²」が承認され、指導原則として、『①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス』が規定されています。この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用されることを考慮され、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成にかかわらず、多国籍企業及びその他の企業を含むとされて、社会的に弱い立場におかれ、排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人の権利とニーズ、その人たちが直面する課題や性別による差別が無いように特に注意を払うことを求めています。

さらに、国連人権高等弁務官事務所は、世界的な「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、この緊急事態のもと、世界的に人権が制約や制限を受ける事態が生じる可能性があるとしています。この「重大な脅威」に対して、各国が緊急措置をとることは、国際法でも認められています。私たちの「人権を実現する責務を持つ」国や自治体が、逆に私たちの人権を制限する場面が出てくることも起こりえりとし、その制限はリスクに見合い、必要なものであって、誰にでも同じように適用され、制限の範囲や期間が明らかになり、制限の度合いはできるだけ低いものでなければならないという国際的指針「COVID-19 ガイダンス¹³」を提言しています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とする日本国憲法や、教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条

約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年¹⁴」、「国際児童年¹⁵」、「国際障害者年¹⁶」、「国際識字年¹⁷」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

2020年（令和2年）には、近年の企業活動における人権の尊重への国際的な要請の高まりから、「ビジネスと人権に関する行動計画¹⁸」が取りまとめられ、SDGsの達成に寄与することが期待されています。

特に、我が国固有の問題である同和問題（部落差別）については、1965年（昭和40年）の同和对策審議会の答申¹⁹に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和对策事業特別措置法²⁰」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月まで33年間にわたる特別対策が実施されてきました。

また、女性、障がいのある人、外国人などの様々な人権問題についても、男女共同参画社会²¹やノーマライゼーション²²あるいは共生社会²³の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連自由権規約委員会²⁴をはじめとした関係機関から、同和問題（部落差別）や女性、外国人など様々な人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年（平成7年）12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年（平成8年）12月には、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）²⁵」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律²⁶（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年（平成14年）3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画²⁷（以下、「基本計画」という。）」が策定されました。

その後も、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律や、

「いじめ防止対策推進法²⁸」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）²⁹」などが整備されるとともに、2016年（平成28年）4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）³⁰」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）³¹」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）³²」のいわゆる人権三法が施行されるなど、様々な人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

しかしながら、2020年（令和2年）に発生した新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化する中で、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 京都府の動向

京都府においては1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画³³」が策定され、人権教育・啓発のための様々な取組が展開されてきました。また、2005年（平成17年）1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画³⁴」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

世界人権宣言採択から65周年にあたる2013年（平成25年）11月3日には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び公益財団法人世界人権問題研究センター³⁵の4者による「世界人権宣言65周年京都アピール³⁶」が発表されるなど、国や研究機関などの諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取組が進められています。

2016年（平成28年）1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されました。

2021年（令和3年）3月には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、組織や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化する中、こうした「コロナ差別」に対応するため、また、計画策定以降の法令の変更等を踏まえ、計画の見直しが行われました。

4 京田辺市の人権教育・啓発に係る取組状況

京田辺市においては、2001年(平成13年)7月に、基本的指針として「人権教育のための国連10年京田辺市行動計画³⁷(以下、「京田辺市行動計画」という。))」を策定しました。また、2006年(平成18年)に京田辺市行動計画を継承・発展させた、「京田辺市人権教育・啓発推進計画」を、2016年(平成28年)に「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発推進に係る基本指針として、同和問題(部落差別)など様々な人権問題について、総合的かつ計画的に人権教育・啓発に関する施策を進めてきました。また、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者等を「人権に関係する職業従事者」と位置付け、研修等を計画的に実施してきました。

一方、2008年(平成20年)4月には、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城地域の市町村と民間団体、企業により、「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましろ)³⁸」が設立され、関係部局などが緊密な連携を図りながら、広域的な人権啓発ネットワークを構築してきました。

その後、2016年(平成28年)には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」のいわゆる人権三法が施行され、また、近年ではいわゆるL.G.B.T³⁹など、性的少数者の人権問題が社会的にクローズアップされる中、これら個別の人権問題への取組を強化しました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する、感染者や医療従事者等に対する人権問題が全国的に見受けられたことから、「コロナ差別」に対する差別や偏見等をなくす取組を進めてきました。

第2章 計画の基本理念

1 計画策定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

京田辺市では、「安全で心安らぐ優しいまち」を第4次京田辺市総合計画の基本方向として掲げ、人権啓発の推進、人権教育の推進、人権擁護体制の充実を展開するとともに、様々な人権問題に対応する施策を行い、「京田辺市人権教育・啓発推進計画」を人権教育・啓発に係る基本指針として、学校、地域、家庭、職域など、生涯を通じたあらゆる場面で、市民が幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう積極的に推進してきました。

これらの取組により、講演会や研修会などあらゆる機会を通じて、一人ひとりが人権教育・啓発に主体的に参加し、人権尊重の意識が高まるとともに、その理念に対する理解は進んできているものの、人権に関する現状を見ると、同和地区出身者や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、子どもや高齢者、障がいのある人等への虐待などが依然として存在しています。

また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、京田辺市として人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、2016年（平成28年）9月に「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

そして、国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにした人権三法が相次いで施行される中、これらの人権問題の解決に向けた取組を進めることが必要であるとともに、LGBT等の性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題であるにとらえた上で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と宣言した、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、組織や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化する中で、計画の見直しを行うこととしました。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

「京田辺市人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展させ、すべての人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を、京田辺市において構築すること

人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

一人ひとりの生命と尊厳が守られ、
個人として等しく尊重されること

- 社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様にほかの人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要です。

一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること

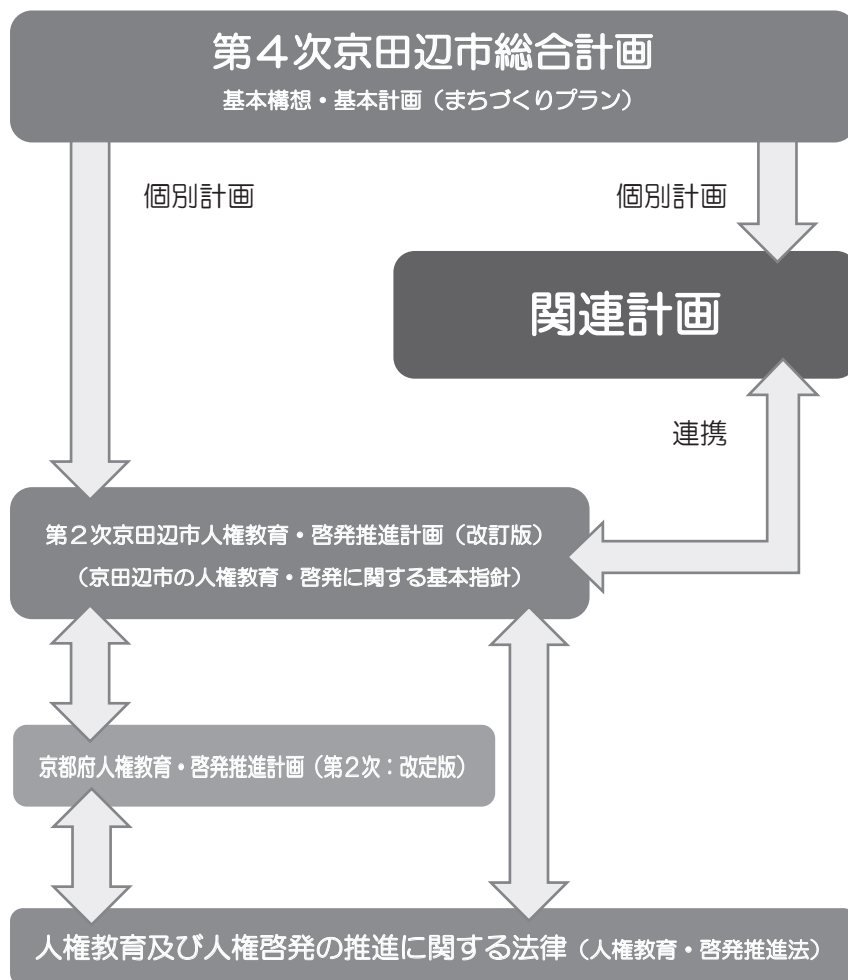
- 人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要です。

一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

- 一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、だれもがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、人と人がつながり支え合うことが必要です。

(2) 計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、京田辺市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すとともに、本市における最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」をはじめ、京都府が策定する「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」の内容を踏まえた計画とします。



(3) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について

国連の「人権教育のための世界計画」の行動計画においては、人権教育の定義について「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合

があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神が自然と身に付くことを目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた京田辺市における同和教育や啓発活動、並びに「京田辺市人権教育・啓発推進計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

一人ひとりを大切にし、 その可能性を伸ばす人権教育・啓発

- ・一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組や、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

- ・一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

生涯学習としての人権教育・啓発

- ・市民がそれぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

自分のこととして考える人権教育・啓発

- 人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

4 計画期間

この計画の計画期間は、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までとします（2021年（令和3年）12月改訂）。

なお、この期間満了後においても、計画の見直しを含め、その成果を踏まえ市民と共に取組を継承します。

第3章 人権問題の現状等（分野別施策の推進）

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいがあることなどによる不当な差別は、その一つの典型ですが、そのほかにも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお、本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の心の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在などのほかに、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、すべての人が自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備と言えます。

市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身に付け、社会的に弱い立場におかれた当事者が、差別・排除の対象とされることなく社会参加していくという視点と、当事者が自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点が重要です。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題の実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン⁴⁰（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題（部落差別）や女性、子どもなどの人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って、推進していく必要があります。

なお、本章においては、以前から取組を推進している課題に加え、「様々な人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」とし

て、多様な問題を整理して記載しています。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染者やその家族、治療に当たる医療関係者等に対する誹謗中傷や心ない書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等が見られます。

この感染症は誰もが感染しうる病気であることから、市民へ正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促すとともに、一人ひとりの状況に応じた心理的ケアの充実を図る必要があります。

今後の WITH コロナ社会（新型コロナウイルスと共存・共生する社会）を見据え、市民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大に取り組み、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指します。

1 同和問題（部落差別）

【これまでの取組】

1965年（昭和40年）の国の諮問機関による「同和对策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

京田辺市では、この答申の精神を踏まえ、1969年（昭和44年）の「同和对策事業特別措置法」の施行以来、国や京都府とも連携しながら、33年間にわたって3つの特別法による対策事業を実施してきました。

同和教育についても、戦後、間もない時期に始まり、1952年（昭和27年）には「同和教育基本方針（試案）」が、1963年（昭和38年）には「同和教育の基本方針」が、それぞれ京都府教育委員会において策定され、それを基本に同和問題（部落差別）の解決をめざす教育を推進してきました。

こうした同和問題（部落差別）にかかわる実態的差別、心理的差別⁴¹の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備が概ね完了し、様々な面で存在していた較差が大きく改善されるな

ど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年（平成14年）3月末日をもって終了し、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

その後、2016年（平成28年）12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を図るよう努めるものと規定され、同法第6条に基づき国において一般国民に対する部落差別の実態に関する調査が行われました。

【現状と課題】

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。しかしながら、部落差別の実態に関する調査の結果において、部落差別の現状について、回答者の約半数が「部落差別はいまだにある」と回答したように、部落差別は根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、結婚差別や戸籍謄本等不正取得事件⁴²や土地調査問題⁴³、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布として顕在化する場合があります。

就労面においては、日本経済が長きにわたるデフレ不況から回復してきた矢先、新型コロナウイルス不況のあおりを受け、依然として厳しい雇用情勢が続いている状況にあります。

教育の分野においては、豊かな人権意識をはぐくみ、教育の機会均等を実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導と地域や家庭と連携した取組が求められています。

こうしたことから、同和問題（部落差別）の解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組の促進をさらに進めていくことが重要になっています。

【施策の方向】

（人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進）

同和問題（部落差別）の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

(現行制度の的確な運用と隣保館の活用による取組の推進)

今後も、同和問題(部落差別)の解決へ向けた取組については、1996年(平成8年)の国の地域改善対策協議会⁴⁴の意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取組の成果、手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に運用して取組を推進します。

また、部落差別解消法第1条に規定されている「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、国や京都府との適切な役割分担のもと、必要な教育及び啓発、相談体制の充実に努めるとともに、同和問題(部落差別)解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた隣保館を、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用することが重要であり、京都府とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業などを通じて地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取組を推進します。

2 女性の人権問題

【これまでの取組】

女性の人権問題については、1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機に社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定(1977年(昭和52年))や「女性差別撤廃条約」の批准(1985年(昭和60年))、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)⁴⁵」の施行(1986年(昭和61年))など各種法律や制度が整備されてきました。1995年(平成7年)の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」とうたわれ、それらを背景に、1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法⁴⁶」が施行されました。

また、女性に対する暴力(身体的・精神的・経済的等)などの急増から、20

00年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）⁴⁷」、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）⁴⁸」が制定されたほか、2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）⁴⁹」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が、我が国の最重要課題であると位置付けられました。

このような状況の中、2019年（令和元年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）において、セクシュアル・ハラスメント⁵⁰や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られました。

京都府では、2001年（平成13年）に、男女共同参画社会の実現に向けて、「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」の策定、2004年（平成16年）に、京都府における男女共同参画の推進の基本理念を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策に関し必要な事項を定めた「京都府男女共同参画推進条例⁵¹」の施行、また、2030年度（令和12年度）までの計画を定めた「KYOのあけぼのプラン（第4次）ー京都府男女共同参画計画ー⁵²」を2021年（令和3年）に策定し、施策の一層の充実に努めています。

京田辺市では、2002年（平成14年）3月に「京田辺市男女共同参画計画」を策定し、市民・企業・行政が一体となって、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進してきました。

2006年（平成18年）には、男女共同参画社会の実現に資する施設として「京田辺市女性交流支援ルーム」を開設し、交流スペースや情報ライブラリーを設け、市民団体の交流支援や男女共同参画に関する情報提供を進めたほか、女性の相談室において相談の充実を図りました。

さらに、2010年（平成22年）には、「男女の人権の尊重」、「社会活動選択における制度・慣行の中立化」など6つの基本理念を定めた「京田辺市男女共

同参画推進条例⁵³」を制定するとともに、2011年（平成23年）には、同条例の基本理念に基づき、「第2次京田辺市男女共同参画計画」を策定しました。

現在は、2021年（令和3年）に策定した「第3次京田辺市男女共同参画計画⁵⁴」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。

【現状と課題】

女性を取り巻く環境は、依然として性別による固定的な役割分担意識や性に起因する暴力が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

2019年（令和元年）11月に実施した京田辺市男女共同参画に関する市民意識調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」に代表される固定的な性別役割分担意識について、こうした意見は減少傾向にあるものの、3割近くの市民が肯定的な意見を持っていることが見られたように、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識はいまだに残っていると言えます。

女性に対する暴力については、重大な人権侵害であるにもかかわらず、個人的、家庭内の問題として捉えられ、被害が潜在化する傾向があります。市民意識調査の結果をみると、約1割を超える人が、配偶者等からの暴力を受けたことがあると回答しており、また、暴力を受けたとき、相談した人の割合は4割に満たないことから、顕在化していない暴力が多く潜んでいると考えられます。

地域活動や社会活動の参加については、女性の約4割を超える人が「特にない」と回答し、その理由として「家事・育児で忙しい」がおよそ2割と、男性に比べ高い結果となっていることや、家庭生活について、5割以上の女性が「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答していることから、女性の社会活動への参加の機会が、家庭生活によって妨げられていることが考えられます。

また、市民意識調査では、家庭内での家事や育児、介護を主に女性が担っている状況が見られたことから、新型コロナウイルス感染症予防に伴って家族が家庭内で過ごす時間が増える一方で、急増した家事・育児の多くも主に女性が担っていたことが推測されます。さらに生活の変化による不安やストレスの増加により、DVや性暴力に遭うリスクの高まりが懸念されています。

こうしたことから、今後も引き続き、社会に残る固定的な性別役割分担意識を解消するよう啓発を進め、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、施策を推進していく必要があります。また、性別による人権侵害については、「京田辺市男女共同参画推進条例」においても禁止していますが、男女

の人権が尊重されるよう人権教育や啓発活動を進めるとともに、人権侵害行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置に努めていく必要があります。

【施策の方向】

（男女共同参画施策の推進）

「京田辺市男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会の様々な分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。

（女性の活躍支援）

男女がともに、社会制度や慣行に妨げられることなく活動を選択できるよう、その背景にある固定的な役割分担意識を解消するため、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進します。

また、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を応援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性が社会活動や地域活動に参加できるよう支援策の推進に努めるとともに、男女が協力して家族の一員として役割を果たすことができるよう、保育、介護サービスの充実や家庭と仕事の両立への支援に努めます。

（女性に対する暴力の根絶）

女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを、市民に広報、啓発していきます。

暴力の根絶に向けて、関係機関との連携を一層強化し、引き続き、相談や自立支援などの被害者支援に取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメントやストーカーなどの行為についても、人権教育・啓発を通して人権侵害行為の防止に努めます。

被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施します。また、関係機関等の連携により、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を進めます。

3 子どもの人権問題

【これまでの取組】

我が国では急速に少子高齢化と家族形態の多様化が進み、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

これらを背景に、2003年（平成15年）に、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成に向けた取組が進められてきました。その後、2010年（平成22年）に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、2012年（平成24年）には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これにより、2015年（平成27年）からは、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のため、包括的・一元的な制度「子ども・子育て支援新制度⁵⁵」が施行されることとなりました。

また、深刻化する児童虐待の問題に対応するため、子どもに対する虐待禁止、虐待を受けた子どもの保護を含めた措置を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が2000年（平成12年）に制定されるとともに、2004年（平成16年）、2007年（平成19年）には、同法が改正され、児童虐待の防止対策等の充実、強化が図られました。

2013年（平成25年）には、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が公布され、2014年（平成26年）からは、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

京都府においては、次代を担う子どもが本来持つ育つ力、共に生きる力を育成するため、家庭、企業、地域、NPO、行政等が協働して、子育て・子育て・親育ちを推進するとともに、虐待等子育てに困難を伴う家庭を重点的に支援していくシステムづくりを目指し、2004年（平成16年）には「未来っ子いきいき応援プラン」が策定されました。さらに、2007年（平成19年）と2010年（平成22年）には、同プランの改定が行われ、子育て力の向上や児童虐待防止などの新たな対応と施策の充実が図られています。

京田辺市の子どもに関する施策は、1999年度（平成11年度）に「京田辺市児童育成計画～キ・ラ・ラげんきっ子プラン～」を策定し、子どもの意見が尊重され、権利が保障された環境の中で豊かな人権意識を備えた人間として成育するための環境づくりを推進してきました。

その後、次世代育成支援対策推進法が制定され同法に基づき、2005年度（平成17年度）から10年間に集中的・計画的な取組を促進することになりました。これにより、子育て支援策を総合的かつ効果的に進めるため、「京田辺市児童育成計画～キ・ラ・ラげんきっ子プラン～」を発展的に見直し、「京田辺市次世代育成支援行動計画 平成17年度～平成21年度（前期計画）」として2005年（平成17年）に策定し推進してきました。さらに、前期計画の評価と見直しを図り、2010年（平成22年）に「京田辺市次世代育成支援行動計画 平成22年度～平成26年度（後期計画）」を策定し、子育て支援における環境

づくりを総合的に推進してきました。

その後、子ども・子育て支援法に基づき、2015年（平成27年）には、「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」を、2020年（令和2年）には、「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画⁵⁶」を策定し、「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺 一人子どもの輝きが、すべての市民を結ぶー」を基本理念として、本市における子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進しています。

この計画においては、「子どもの権利擁護の推進」及び「子どもの虐待防止対策の充実」を施策目標の一つとして位置付け、子どもを権利行使の主体として人権が尊重されるよう環境づくりの推進を図っています。

【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト⁵⁷）に係る京都府の児童相談所への相談件数は2019年度（令和元年度）には2,547件となっており、また、同年における本市の家庭児童相談室における虐待ケース件数は323件と、近年急増しています。

いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、S.N.S⁵⁸でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子ども数は、減少傾向だったものが、近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951年（昭和26年）の「児童憲章⁵⁹」では、子どもを権利行使の主体と認めています。また、1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」においては、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の4つの権利が掲げられており、子どもを権利行使の主体として、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

そうした中で、子どもの貧困率⁶⁰は2018年（平成30年）時点で13.5%

と大きな改善は見られず、依然として子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、子ども一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

【施策の方向】

（育成環境の整備）

「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応ができるよう家庭教育の充実を支援するとともに、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性をはぐくみながら成長できる環境を整えるため、地域のスポーツ活動・文化活動・社会活動等の活性化や国際交流の促進を図り、遊びなどを通じた仲間づくりを進めます。

（子どもへの虐待の防止）

子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会⁶¹を設置し、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る体制の充実を図るほか、相談体制の充実に取り組みます。また、出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、保健師等が関わり、妊娠期、出産、子育てなど、ライフステージ⁶²に応じた支援を図ります。

（子どもの貧困対策）

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学習支援事業の実施や、自立相談支援窓口「仕事とくらしの相談室ぶらす」での就労支援や生活相談の実施、地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援など、経済的に困窮している子育て世帯の自立を含めた総合的な取組を推進します。

（いじめ、非行、体罰、不登校等への対策）

「京田辺市いじめ防止基本方針⁶³」に基づき、いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。子どもの問題行動やいじめ、

不登校については、個々の事象に適切に対応できるようカウンセラー等の配置や適応指導教室の充実など、子どもを取り巻く諸問題に対する相談、支援、指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取組の充実を図ります。併せて、教職員による児童・生徒に対する体罰やハラスメントの根絶に向けた具体的取組や教職員への研修の充実を図ります。

また、インターネットやSNSでのいじめについては、京都府が運営実施する「ネットいじめ通報サイト」や、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールの取組と連携するとともに、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービス⁶⁴の利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行います。併せて、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等を対象とした京都府の相談窓口などについて情報提供を図り、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発等を推進します。

（児童ポルノ対策）

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、2014年（平成26年）に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律⁶⁵」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

（啓発等の推進）

子どもは、保護の対象であるとともに、権利行使の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう研修会・イベントなどを通じて人権意識の高揚・啓発を推進します。

4 高齢者の人権問題

【これまでの取組】

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年（平成12年）4月から介護保険制度が開始されました。

京都府では、これに伴い2000年（平成12年）3月に第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画」が策定され、以降、定期的に計画を見直し、2021年（令和3年）3月には「第9次京都府高齢者健康福祉計画⁶⁶」が策定され、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、地域包括ケアシステム⁶⁷の一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、必要な介護サービスの質及び量両面での基盤整備の

支援、健康づくり対策の推進、高齢者の積極的な社会参加の推進など、各種の高齢者健康福祉施策を積極的・総合的に推進しています。

また、家庭や施設で介護を受けている高齢者に対する身体的虐待や養護を著しく怠るネグレクトなどの増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）⁶⁸」が施行されています。

京田辺市においては、2000年（平成12年）3月に、従来策定していた「老人保健福祉計画」に「介護保険事業計画」を加えた「京田辺市高齢者保健福祉計画⁶⁹」を策定しました。その後も定期的に見直しをしており、2021年（令和3年）3月には、「第8期介護保険事業計画」を含む「第8期京田辺市高齢者保健福祉計画」を策定し、本市における様々な高齢者保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

【現状と課題】

我が国の高齢化は急速に進行し、今後もさらに進行する見込みです。

本市人口に占める65歳以上の割合は、2021年（令和3年）4月1日現在で24.8%と高齢化が一層進行しています。これに伴い、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、今後さらに増加すると予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者の雇用・就業の機会が少ないことや、地域や社会への参加の場が少ないことなど、社会とのつながりが薄れる状況も発生しています。

【施策の方向】

（計画に基づく施策の推進）

『みんなで支え合い、豊かに年を重ね安心して暮らせる地域共生社会を目指して～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～』を基本理念とする、「第8期京田辺市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者をはじめすべての市民が、住み慣れた地域でともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進し、高齢者福祉サービスや介護サービスの提供基盤の整備、介護サービスの質の向上に努めます。

（権利擁護）

一人暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加により高齢者の権利が侵害されるケースが想定されるため、高齢者虐待防止や成年後見制度などの利用促進を図り、高齢者の尊厳を守る取組を推進します。

（介護者支援）

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室等、地域支援事業の取組を通じて、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

（社会参加）

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず、社会を構成する重要な一員として活躍することができるよう、高齢者の社会参加に向けたきっかけ作りや、活躍の場の拡大を進め、シルバー人材センターなどによる雇用・就業機会の確保など、高齢者の生きがい対策の推進に努めます。

さらに、障がいのある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動の取組の推進に努めます。

5 障がいのある人の人権問題

【これまでの取組】

障がいのある人に関する施策については、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、様々な取組が実施されてきました。

しかし、この間の社会生活環境の変化や障がいの重度・重複化、障がいのある人の高齢化が進むなど状況は大きく変化し、また、障がいのある人自身の社会参加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せてきました。

国においては、2002年（平成14年）に「障害者基本計画」が策定され、2003年（平成15年）には、「障害者支援費制度⁷⁰」が発足、2005年（平成17年）10月には、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、「障害者自立支援法⁷¹」が成立し、2012年（平成24年）には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）⁷²」へと改正されました。

2006年（平成18年）に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年（平成23年）には「障害者基本法⁷³」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。2013年（平成25年）には「障害者差別解消法」を制定（20

16年（平成28年）4月1日施行）するなど、国内法の整備を進め、2014年（平成26年）1月に同条約を批准しました。また、そのほかにも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）⁷⁴」の制定など様々な法整備が行われています。

京都府では、こうした動向を踏まえ、2005年（平成17年）3月に「京都府障害者基本計画⁷⁵『キラリ☆21～それぞれの明日、京都から～』」が策定され、現在は、2020年（令和2年）3月に策定された「第4期京都府障害者基本計画」に基づき、取組が推進されています。

また、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例⁷⁶」を2015年（平成27年）4月に施行し、障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指しています。

京田辺市においては、2016年（平成28年）4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、2017年（平成29年）1月に、障がいを理由とする差別の解消に関して職員が適切に対応するための事項を定めた「京田辺市職員対応要領」を策定しました。また、1997年（平成9年）に「京田辺市障害者基本計画～京田辺きららプラン～」、2010年（平成22年）3月に「京田辺市障害者基本計画 平成22年度～27年度（第2期）」、2015年（平成27年）3月に「京田辺市障害者基本計画 平成27年度～32年度（第3期）」、2021年（令和3年）3月に「京田辺市障害者基本計画 令和3年度～8年度（第4期）⁷⁷」を策定し、障がいのある人が住みやすいまちづくりと、社会参加のしやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めてきました。

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。

障がいのある人の完全参加と平等⁷⁸を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

一方、障がいのある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まっています。

しかしながら、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。また、精神に障がいのある人や難病患者等は、

障がいの特徴が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

障がいのある人に対する虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）も発生（2019年度（令和元年度）の府内での発生件数は、障害者福祉施設従事者等からの虐待が5件、養護者からの虐待が40件）していることから、引き続き虐待を受けた障がいのある人の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

【施策の方向】

（共生社会の実現に向けた取組）

障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するため、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京田辺市障害者基本計画」に基づいて、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取組を推進します。

（権利擁護）

判断能力が不十分な障がいのある人の権利擁護の取組として、成年後見人の利用促進等への取組を行うとともに、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護事業を周知します。また、障がい者虐待防止・早期発見のために、市民や施設に向けた啓発や相談・通報窓口の周知を図り、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人を保護するための取組を推進していくことに努めます。

（社会参加）

障がい及び障がいのある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、障がい者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進します。

働く意欲のある障がいのある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障がい特性に応じた支援を推進します。

障がいのある子どもたちに対しては、自立と社会参加が果たせるように、学校における就・修学支援、就職支援を図り、就職率の向上に取り組むとともに、就労移行支援事業所とハローワーク・商工会・企業との連携を強化します。

障がいの有無にかかわらず、市民だれもが相互に人格と個性を尊重し、パートナーとして支え合う共生社会の実現を目指すノーマライゼーションを基本理念として、施設や病院から地域生活への移行の促進、障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備が大きな方向性となってくるため、こうした状況の変化

を十分に勘案しながら、相談支援体制の充実を図り、京田辺市障害者生活支援センターふらっとをはじめ、京都府などの関係機関と連携し、自立に向けた支援などの取組を推進します。

（正しい知識の普及・啓発）

2011年（平成23年）8月の「障害者基本法」の改正により「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が再確認されるとともに、2016年（平成28年）4月に施行された「障害者差別解消法」では、社会的障壁の除去、障がいのある人に対する必要かつ合理的な配慮による差別の禁止といった考え方が法令に位置付けられました。これらの考え方の普及も含め、障がいのある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加でき、障がいの有無に関係なく共に生きる地域社会をつくるために、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

6 外国人等の人権問題

【これまでの取組】

京都府の外国籍府民に関する施策は、1995年（平成7年）4月に「京都府国際化プラン」が策定され、その後、2009年（平成21年）12月に策定された「明日の国際交流推進プラン⁷⁹」が2011年（平成23年）12月に改定され、公益財団法人京都府国際センター⁸⁰が中心となって、生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援などを行い、府民の国際理解の促進、外国籍府民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取組が推進されています。

京田辺市においては、外国語指導助手（ALT）による、小・中学生への国際理解教育や、国際交流事業の企画・立案などを行う国際交流員（CIR）の配置、ホームステイ支援事業などを通して国際化に対応した社会環境づくりを進めています。

【現状と課題】

京田辺市における外国人登録者数は、2020年（令和2年）12月31日現在で1,001人と本市人口の約1.4%で、国別では、中国の人々が多く、韓国・朝鮮の人々と続き、ベトナム、その他の国などの人々となっています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。

また、以前から京都府内に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。日本国籍を取得した人を含めた在日韓国・朝鮮の人々及び中国からの帰国者に対しては、依然として偏見や差別などの問題があります。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍市民が快適で安全・安心に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチ⁸¹の問題が生じていることから、2016年(平成28年)に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の実施が国及び地方公共団体の責務とされました。

京田辺市では、同法の施行を受け、2020年(令和2年)に、施設の管理者が使用制限を実施する場合の要件や手続等を明らかにした「京田辺市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン⁸²」を取りまとめ、各施設においてヘイトスピーチが起こることのないよう基準づくりを行いました。

ヘイトスピーチは、広く市民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

【施策の方向】

(多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進)

市民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍市民が市民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、まちの活性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、京都府をはじめ、関係機関やNPO等、多国籍の市民等をサポートしている個人や団体への支援・連携・協働により共生社会の実現に向けた取組を推進します。

また、多文化共生のためには、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍市民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

(外国籍市民等と共に暮らすまちづくりの推進)

京都府や、公益財団法人京都府国際センター、同志社大学、同志社女子大学、京田辺国際交流協会などと連携した国際交流事業に引き続き取り組みます。また、外国籍市民の方への「日本語教室」の開催、「京田辺市生活ガイドブック」や「ハザードマップ」の提供など、効果的な施策を推進します。

7 エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症・ハンセン病・難病患者等の人権問題

患者が、適切な医療を受けるためには、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の充実などを通じ信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しています。

(1) エイズ・HIV感染症

【これまでの取組】

エイズ⁸³患者・HIV⁸⁴感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関（WHO）⁸⁵では、毎年12月1日を「世界エイズデー⁸⁶」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

京都府では、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかわる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

京田辺市においては、ポスター掲示やパンフレット配布などの広報啓発などにより正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

【現状と課題】

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は、ここ数年間は減少傾向にあるものの、常に年間1,000件超の新規報告が続いています。年齢別のHIV感染者は、20代・30代に集中しており、性的接触による感染の広がりが顕著になってき

ているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

エイズに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

【施策の方向】

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を京都府と連携しながら推進します。

(2) ハンセン病

【これまでの取組】

ハンセン病⁸⁷の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年（平成8年）に廃止されました。国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年（平成13年）に成立しました。

また、2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律⁸⁸」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

さらに、2019年（令和元年）には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者のご家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者家族の方々に補償金を支給することとされました。

【現状と課題】

ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性の経過をたどりながら重症化するために、治療法の確立されていなかった時代には、特殊な疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず家族に対しても、様々な偏見や差別が加えられてきました。「らい予防法」が廃止された後も、2003年（平成15年）にハンセン病元患者の宿泊拒否問題⁸⁹が生じるなど、いまだに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

【施策の方向】

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進し、ハンセン病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を京都府と連携しながら推進します。

（3）難病患者

【これまでの取組】

1971年（昭和46年）4月に厚生省内に難病対策のためのプロジェクトチームが設置され、1972年（昭和47年）10月に「難病対策要綱」がまとめられ、「調査研究の推進」、「医療施設の整備」、「医療費の自己負担の解消」を中心とした難病対策の推進が図られました。

2013年（平成25年）4月に施行された、障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律⁹⁰」が2015年（平成27年）1月に施行されました。

【現状と課題】

難病は、種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

【施策の方向】

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組み、難病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を京都府と連携しながら推進します。

8 犯罪被害者等の人権問題

【これまでの取組】

犯罪被害者とその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の人権に対する配慮と保護を図るために、2005年（平成17年）4月に「犯罪被害者等基本法⁹¹」が施行されるなど、関連法の整備が進められています。

京都府では、2004年（平成16年）に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例⁹²」を制定し、さらに、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、2008年（平成20年）1月に「京都府犯罪被害者サポートチーム⁹³」を立ち上げられました。また、京都府警察本部では、不幸にして犯罪被害に遭われた被害者やその家族に対して、被害による精神的、経済的な負担の軽減を目的とした犯罪被害給付制度⁹⁴に基づく給付金の支給裁定事務が行われています。

京田辺市では、2011年（平成23年）9月に「京田辺市犯罪被害者等支援条例⁹⁵」を施行し、「相談窓口の設置」、「市で横断的に支援するための連絡会議の設置」、「犯罪被害者等への見舞金の給付」、「その他、必要な支援の実施」を中心に犯罪被害者等支援を推進しています。

また、2014年度（平成26年度）には、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター⁹⁶との間で、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書を締結し、犯罪被害に遭って体や心を傷つけられたり、大切な方を失ったりして苦しんでいる方への支援や各種広報啓発について、連携して取組を進めています。

【現状と課題】

犯罪被害者等は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。

ん。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者支援団体等の各層で被害者支援のための様々な取組が推進されるなど、被害者支援に係る社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、さらに、司法、行政、医療、民間被害者支援団体等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

【施策の方向】

（犯罪被害者等への相談支援活動の充実）

京田辺市、京都府警察、関係行政機関、関係団体等で構成する、「綴喜犯罪被害者支援連絡協議会」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力し途切れのない犯罪被害者等への支援活動を展開します。

犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れるよう心情に配慮しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察等と連携を図ります。

また、性暴力被害者に対しては、被害直後から総合的な支援を行う「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）⁹⁷」と連携し、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図っていきます。

（民間支援団体への支援及び連携した取組）

公益社団法人京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接的支援⁹⁸等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を進めます。

（犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発）

京都府や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間⁹⁹」（11月25日～12月1日まで）の機会の活用や、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターとの連携による講座の開催等により、犯罪被害者等の置かれている状況等について、市民理解の促進を図ります。

9 様々な人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在して

います。

(1) ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、様々な原因によりホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人の人権への配慮が求められています。

なお、ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要であり、2002年(平成14年)に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法¹⁰⁰」に基づき、関係機関と連携・協力し、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法¹⁰¹」が2015年(平成27年)4月から施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度などにより、自立支援を推進します。

(2) 性的指向・性自認

性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、戸籍上の性にかかわらず、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。

このいずれか、または両方ともが非典型的なLGBT等の性的少数者の方たちは、社会生活の様々な場面で偏見や差別などに直面しており、またそうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができないなどの生きづらさを感じる方がおられます。

そうした中、国においては2004年(平成16年)7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律¹⁰²」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和)。

また、学校に対しては、性同一性障がいなどの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

性的少数者に対する社会の理解はいまだ十分とはいえず、社会生活の様々な場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性的指向・性自認にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進するため、京田辺市においてはトランスジェンダー等当事者を招いた研修の開催、2020年（令和2年）に作成した性的少数者に関する正しい知識や相談窓口を紹介したリーフレットの活用、公文書における性別記載欄の見直しを進めるなど、様々な取組を行っています。

（3）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識などがあり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努める必要があります。

このような中で、2015年（平成27年）12月に開所された、地域における更生保護の諸活動の拠点である綴喜地区更生保護サポートセンター¹⁰³と随時連携し、犯罪をした人及び非行のある少年の改善更生の取組を推進しています。

また、社会を明るくする運動強調月間である7月には、綴喜地区保護司会と連携して、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、誰一人取り残さない安全・安心な社会を実現するために、街頭啓発をはじめ各種啓発活動を行っています。

（4）アイヌの人々

アイヌの人々については、2008年（平成20年）に国会において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、2009年（平成21年）に報告書が取りまとめられました。同報告書では、アイヌ政策の基本的考え方として、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるとし偏見や差別の解消、新しい政策の円滑な推進のために、国民の正しい理解・知識の共有が必要としています。

また、2019年（平成31年）には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律¹⁰⁴」が成立しました。この法律は国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動を通じ、アイヌに関し、国民の

理解を深めるよう努めなければならないとしています。

アイヌの人々の民族としての誇りや先住性を尊重し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発を推進します。

(5) 婚外子（非嫡出子）

結婚、家族に対する意識が多様化する中で、婚外子（非嫡出子）¹⁰⁵については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりました。

婚外子（非嫡出子）であることを理由に偏見や差別を受けることがないように、啓発を推進します。

(6) 北朝鮮当局における拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年（平成14年）9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関係者も含まれています。

国際連合においては、2003年（平成15年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

国は2005年（平成17年）の国連総会決議を踏まえ、2006年（平成18年）6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律¹⁰⁶」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

市民の拉致問題への関心と認識を深めるために、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心に、国や京都府とも連携して、拉致問題の周知・啓発を推進します。

10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

(1) 新型コロナウイルス感染症による人権問題

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、憶測によるデマや誤った情報の拡散、組織や個人への誹謗中傷や心ない書き込み、営業自粛等に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が見受けられ、全国的に医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっているとの指摘もされているところです。新型コロナウイルス感染症蔓延の初期段階においては中国人など特定地域の人々を排斥するような動きがあり、その後、100年に一度の衛生上の危機と言われるパンデミックにより社会不安が高まり、ウイルスを遠ざけたい気持ちから、ウイルスにかかわる人や集団など目に見えるものを対象にそれを排除しようとする行動や、同調圧力の高まりから自粛警察（私的に取り締まりや攻撃を行う行為や風潮）と呼ばれるものにつながっていると考えられます。

こうした行為は人格や尊厳を不当に侵すだけでなく、感染が疑われる症状のある方が医療機関や保健所等に届け出ることを躊躇され、さらなる感染拡大につながるおそれもあります。

我々の闘う相手は「ウイルス」であって「人間」ではないことや、この感染症は誰もが感染しうる病気であることなどを訴える中で、市民へ正確な情報に基づく適正な行動を呼びかける必要があります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共団体は、人権を尊重しなければならない」、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者などの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と規定されています。

また、2021年（令和3年）2月に成立した「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」において、新型コロナウイルス等の「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」の人権が尊重され、何人も差別的扱いを受けることがないよう、国や地方公共団体は、差別の実態の把握、相談支援や広報その他の啓発活動を行うものとされました。

【取組の方向】

感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵すものであり、絶対に

行わないようにすること等の呼びかけや憶測やデマに惑わされず、正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発活動を推進します。

また、SNSなどインターネット上の差別や誹謗中傷等の書き込みに対しては、京都府と連携しインターネットモニタリングを行うなど、市民のネットリテラシーのための取組を進めます。

差別やいじめ等にあった方にはなやみごと（人権・行政）相談や、弁護士会と連携した市民無料法律相談をはじめ、市民相談などにより、コロナ差別も含めた相談体制の充実に取り組みます。

また、医療従事者や患者、その家族等が不当な差別を受けないよう、正しい知識の普及に努めます。

新型コロナウイルス感染症に関する人権課題はこれにとどまるものではなく、さらに、今後、新たな課題が発生する可能性もあることから、様々な機関が協力・連携して必要な施策に取り組む必要があります。

（２）インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなど様々なサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

2002年（平成14年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）¹⁰⁷」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等¹⁰⁸に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されています。

2008年（平成20年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、青少年がインターネットを適切に活用する能力の習得及び有害な情報を閲覧できないようフィルタリングの普及促進に関し、国や地方公共団体、関係事業者、保護者等の責務について規定されました。

インターネットやSNSなどを使って他人を誹謗中傷し差別することは重大な人権侵害であることや、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めることが大切です。

【施策の方向】

（教育・啓発の推進）

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると、完全に消し去ることが極めて困難です。個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識を広げ、安心してインターネットを利用できるよう、インターネットの仕組みと危険性について市民に周知し、情報モラルとメディアリテラシー¹⁰⁹の向上を図ります。また、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起など、京都府等と連携し、ライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

また、京都府と連携し、「インターネットと人権に関する府民講座」を開催するなど、引き続き家庭や地域でのインターネットの適切な利用とネットリテラシー向上のための取組を進めます。

（悪質な情報発信への対応等）

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、特に人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、京都府と連携し法務省を通じプロバイダ等に対し削除要請を行います。

（3）個人情報保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上で大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

京田辺市においては、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを定めた京田辺市個人情報保護条例を2003年（平成15年）に施行し、その後、罰則対象の拡大や重罰化のほか、個人番号を内容に含む個人情報である特定個人情報の適正な取扱いを定めるなど同条例を改正し、京田辺市における個人情報の取扱いの適正化に努めてきました。

【施策の方向】

（適正な取扱い）

京田辺市個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）¹¹⁰の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

（身元調査の防止）

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、市民や関係者への啓発を推進します。

身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得されることを防止するために、京田辺市では、2014年（平成26年）6月から「事前登録型本人通知制度¹¹¹」を導入しています。この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて今後とも市民への啓発を推進します。

（4）安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメント¹¹²の顕在化、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント¹¹³が問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

職場のパワー・ハラスメントについては、2016年度（平成28年度）に厚生労働省が実施した調査によると、過去3年間にパワー・ハラスメントを受けたことがあると回答した人は32.5%であり、都道府県労働局における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も2018年度（平成30年度）には8万件を超えています。京都労働局の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数に関しても、2018年度（平

成30年度)は前年度から152件増加(8.9%増)で過去最高の相談件数となり、対策は喫緊の課題となっていることから、2019年(令和元年)に一部改正された、「労働施策総合推進法」が2020年(令和2年)6月に施行され、職場におけるパワー・ハラスメント等の防止対策が事業主に義務付けられました(中小事業主については2022年(令和4年)4月)。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章¹¹⁴」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

【施策の方向】

(ハラスメント対策)

パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、企業・事業所に対する広報・啓発を推進します。

(ワーク・ライフ・バランスの取組)

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、様々な行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

(5) 自殺対策の推進

【現状と課題】

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生の様々な場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

【施策の方向】

(総合的な自殺対策の推進)

京都府自殺対策に関する条例に基づき、京都府と連携し、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

また、「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会～自殺のない社会をめざして～」に参加し、自殺のない社会づくりを推進するため、関係団体と連携し広域的に取り組むを推進します。

2019年（平成31年）3月には、誰もが自殺に追い込まれないまちを目指し、それを実現するための重点的な柱と、それに沿った具体的な取組を定め、自殺対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「京田辺市“生きる”支援計画―京田辺市自殺対策計画―¹¹⁵」を策定しました。この計画に基づき、各事業を展開していきます。

（人材の養成）

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の養成等を実施します。

（相談その他の支援の提供体制の充実）

ひとやすみコール（相談専用電話）による電話相談を実施し、相談事業の充実を図ります。また、インターネットや携帯電話を用いて、自分で簡単にメンタルヘルスチェックができるシステム「こころの体温計」にて、自殺の要因の一つであるうつ病などを自ら早期に発見する機会をつくるとともに、相談窓口について周知を図ります。

（6）災害時の配慮

【現状と課題】

体育館などの一般避難所に指定されている施設は本来の利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障がいのある人などの災害要配慮者の方々が長期の生活をする場として適していません。

2011年（平成23年）の東日本大震災では、ユニバーサルデザイン化がされていない一般避難所で長期の生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩す、または悪化し、死に至るといった災害関連死が多発しました。

災害発生直前までは健康だった方も、怪我や避難所での生活が長期間続くことで要配慮者になることも考えられます。

2016年（平成28年）4月の熊本・大分地震では要配慮者の方が、一般避難所のユニバーサルデザイン化が進んでいないことから、倒壊寸前の自宅や、車

中泊により避難生活を送る事例や、指定の福祉避難所に住民が殺到したことで、福祉避難所としての本来の役割を發揮することができない事案が発生しました。

このような状況を防ぐためにも、一般避難所のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が重要です。

さらに新型コロナウイルス感染症対策として、受付時のスクリーニングや動線を分けるなどの工夫に加え、分散避難の周知が重要です。

頻発化、激甚化する風水害等に備え、京都府と連携のもと、今一度地域毎の危険性を地域全体で共有したうえで、消防団員や自主防災組織等を中心に、地域で適時的確に避難を促す人材を養成するとともに、障害者や高齢者等の災害時要配慮者も含めた避難の実効性を確保する必要があります。

【取組の方向】

いざという災害に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面（人材の養成）にも取り組み、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことのできる避難所の体制整備を推進します。

要配慮者の避難を円滑に行うため、個別避難計画の作成を促進します。

避難所等の生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアを養成するとともに、在宅の高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、性的少数者等へのきめ細かな配慮がなされるよう京都府と連携して対応を進めます。

また、水害時等に円滑に住民が避難できるよう、被害想定のある地域において作成した地域版防災マップの周知に努めます。また、災害時に適時的確に避難を促す災害時声掛け人材を養成するとともに、消防団員や自主防災組織が中心となり地域で災害時要配慮者への対応を含めた各種避難訓練に取り組む災害時避難行動円滑化事業を実施します。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い様々な人権問題が顕在化することも想定されます。京田辺市としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取組を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

京田辺市においては、前章で掲げた同和問題（部落差別）など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができることとなるよう、様々な機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして取組を進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 就学前施設

【これまでの取組】

本市では、少子化が進む一方で生活観の変化等により女性の就労意向が高まり、保育所への入所需要の増加や多様化する保育ニーズに対応するため、延長保

育や一時保育などの保育サービスの充実を図るほか、待機児童対策の取組を進めるとともに、積極的な人権教育・啓発の推進に努めています。

保育所・幼稚園・認定こども園をはじめとする就学前施設は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針¹¹⁶や幼稚園教育要領¹¹⁷などに基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にす
る豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

就学前施設においては、ほかの乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

【現状と課題】

就学前施設においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、ほかの乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、就学前施設における保育の一層の推進が期待されていることから、保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

今後とも、保育所保育指針や幼稚園教育要領などに基づき、生活体験、心身の発達の過程等を考慮し、ほかの乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2) 学校

【これまでの取組】

学校においては、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、

一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育の推進に努めています。

小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、基本的人権や同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する技能や態度を育成することや、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ること、人権教育資料・人権教育指導事例集等の有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

【現状と課題】

学校においては、学校や地域の実態・課題の状況等を把握して、人権教育推進計画を策定し、人権教育を推進していく必要があります。

また、児童生徒が、学習したことが知的理解にとどまることなく、同和問題（部落差別）など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権意識を高揚させるとともに、その解決に向けて実践できる意識・意欲・態度を育成する学習を実施していく必要があります。

さらに、教職員が人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、人権教育に関する実践力・指導力の向上を図るための研修の充実にも努める必要があります。

併せて、社会状況の急激な変化とともに、子どもに関する人権問題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを行うなど、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

【施策の方向】

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒の発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神が自然に身に付くことが図られるようにしていく必要があります。

学校においては、「[学習指導要領¹¹⁸](#)」や「[京都府教育振興プラン¹¹⁹](#)」、「[学校教育の重点¹²⁰](#)」、「[京田辺市教育の方針¹²¹](#)」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくんでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、あらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

（修学の保障と希望進路の実現）

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けることができるよう、学校の組織的な対応の充実を図ります。

（学習内容・指導方法）

人権教育は、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。

（研究実践成果の活用）

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、学習教材や啓発資料等の効果的な活用を進めます。

（主体的活動や体験活動の実施）

社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

（教育環境の整備と研修の深化）

子どもたちに人権尊重の精神が自然と身に付くために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。また、「京田辺市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。

人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

（3）地域社会

【これまでの取組】

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

京田辺市では、ライフステージに応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備・活用や学習機会の提供に努めています。また、中央公民館や住民センター等の社会教育施設及び隣保館を中心として人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。

そのため、人権啓発資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないよう参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた研修を実施しています。

また、すべての人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

【現状と課題】

地域社会には、同和問題（部落差別）など様々な人権問題が存在し、また社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような、地域社会の中で、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。

さらに、様々な人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、社会教育関係職員及び指導者の資質の向上を図ることが必要です。

また、ライフステージに応じてあらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備・活用や、社会性や人間性をはぐくんだり人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動等の機会の確保が必要です。

【施策の方向】

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

（学習機会の提供）

同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、

公民館等の社会教育施設及び隣保館を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。また、人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めます。

（指導者の資質の向上）

研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。

（多様な体験活動の実施）

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、「人権の花運動¹²²」や「子どもの居場所づくり」、「ふるさと体験学習」、「放課後子どもプラン」など多様な体験活動の機会の充実に努めます。

（4）家庭

【これまでの取組】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

京田辺市では、「家庭児童相談室」を設置し、家庭での子育てに関する悩みなどに応じてきましたが、家族規模の縮小や少子化が進行する中で、保育所・幼稚園のほかに、より地域での子育て家庭を支援する拠点として「地域子育て支援センター」を3ヶ所、「子育てひろば」を1ヶ所設置し、より幅広い子育てに係る相談に応じています。また、教育委員会に、こども・学校サポート室を設置し、人権教育を始め、「親のための応援塾」、「子育て理解講座」など様々な事業を通じ、家庭・地域・学校のつながりを深めるための支援に努めています。また、「要保護児童対策地域協議会」を組織し連携の推進に努めています。

【現状と課題】

京田辺市では、大規模な住宅開発等による子育て世帯の転入者数が増加していますが、日本全体では少子化の傾向にあり、京田辺市の子どもの人口はほぼ横ばい状況にあります。また、家族構成においても核家族が増え、共働き世帯が多く、地域とのつながりが希薄化の傾向にあります。

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、保護者の中には孤立感を抱く人も増えています。ゆとりを持って安心して子育てすることが難しくなることは、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など、家庭教育の機能の低下の問題を招き、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。また、保護者自身が適切な養育を受け

ておらず、そのことが子どもの心身に影響を及ぼしているケースも見られます。

【施策の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護者自身が学ぶための、家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制のネットワークづくりを推進します。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、児童相談所などの専門性を生かし、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

(5) 企業・職場

【これまでの取組】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、市民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保するなど地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

京田辺市では、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、啓発資料の配布や啓発ビデオの貸出し、講演会の周知などを行っています。

また、府南部15市町村区域内で、京田辺市をはじめとする行政、企業、各種団体で構成する山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）において、企業の人権問題の研修を積極的に支援するとともに、会員研修会が実施されています。

【現状と課題】

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護等、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現にあたって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

そのため、企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらな

る高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

【施策の方向】

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼されるとともに、企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、人権研修の実施を促進します。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員¹²³の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

2 人権に関係する職業従事者に対する研修等の推進

「京田辺市人権教育・啓発推進計画」の取組を推進するためには、WITH コロナ社会においても、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者、消防職員、市職員が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

特に新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した人、外国人、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等の人権侵害防止に向けた研修の実施が必要です。

(1) 教職員・社会教育関係者

【これまでの取組】

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

こうしたことから、教職員に対しては、京田辺市人権教育研究会を中心に教育活動全体の中で基本的人権を尊重する人権問題研修を計画的に進めるとともに、同和教育をはじめとした人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。

社会教育においては、社会教育関係職員が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、様々な形の指導者研修会を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

【現状と課題】

子どもたちに豊かな人権感覚、高い人権意識をはぐくむためには、教職員が重要な役割を担っています。そのため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識が持てるよう、研修時間の確保が必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高い人権意識を持った教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

社会教育関係職員及び社会教育関係者は、地域社会において人権学習を積極的に推進していく指導者として資質の向上を図ることが必要です。

【施策の方向】

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために各種手引き、ハンドブックを活用した校内研修の充実に努めます。

さらに、教職員自らが豊かな人権感覚と高い人権意識を持ち実践すること、同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する

研修の充実にも努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げられるような機会の充実を図っていきます。

さらに、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の一層の充実にも努めます。

(2) 保健福祉関係者

【これまでの取組】

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い保健福祉関係職員を始め、民生委員・児童委員¹²⁴、社会福祉施設職員等の人権意識の高揚を目的に、市主催の研修や、関係機関等が行う研修に積極的に参加を呼びかけています。

【現状と課題】

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

人権意識に立脚した判断力と行動力が求められていることから、保健福祉関係者の人権意識向上をより一層図るため、今後も市が行う人権教育・研修や、関係機関等が行う人権教育・研修に積極的に参加します。

(3) 消防職員

【これまでの取組】

消防職員については、消防学校において、各教育課程の中で人権に関する研修を受講しているほか、現場で適切な対応が行えるよう各種研修を受講しています。

また、市職員としても職員研修を行うなど、人権研修の充実を図っています。

【現状と課題】

消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、その任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要がある、消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

【施策の方向】

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行うよう、人権意識の高揚に向けた教育・研修の一層の充実を図ります。

(4) 市職員

【これまでの取組】

京田辺市職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて主体的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

【施策の方向】

市職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題（部落差別）など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者養成を含めた研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供などを行い、その活動を支援します。

4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。京田辺市では、性的少数者に関する正しい知識や相談窓口を紹介したリーフレット「LGBT（性的少数者）について知ろう・考えよう～多様な性～」等の冊子を独自に作成しました。

今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、就学前施設、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料等の整備を推進します。

学習教材・啓発資料等の作成等に当たっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまではぐくまれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であるこ

とから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞等のマスメディアやインターネットなどのメディアを積極的に活用するとともに、人権強調月間¹²⁵（8月）及び人権週間¹²⁶（12月4日～10日）等に集中的かつ重点的な取組を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法を積極的に取り入れるとともに、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

6 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている公益財団法人世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に取り組みます。

7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、市民が人権問題に直面した際に、関係機関との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたことも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

京田辺市では、なやみごと（人権・行政）相談、弁護士による法律相談、女性の相談室、消費生活相談をはじめ、様々な相談窓口を設け、市民からの相談に対応しています。人権に関する相談についても、各市町村の区域を越える問題などの発生時において、市民が適切に安心して相談できる体制を整えるという観点から、人権にかかわる様々な相談機関等によるネットワークをさらに強化していきます。

また、法務局等の国の機関、京都府、人権擁護委員¹²⁷や市などの相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会等への

参加により、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

京田辺市における全庁的な組織として、京田辺市人権教育・啓発推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。また、この計画の趣旨を踏まえ常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

2 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、市町村等の公共団体のみならず、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府内においては、府、市長会をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議¹²⁸や府域の行政機関で構成する京都人権啓発行政連絡協議会¹²⁹、京都地方法務局を中心とし京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する人権啓発活動ネットワーク協議会¹³⁰を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動が展開しています。また、山城地域の15市町村と民間団体、企業で、山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）を構成し、関係部局などが緊密な連携を図りながら、広域的な人権啓発・教育に取り組んでいます。

今後も、連携を図り、広域的に人権教育・啓発の推進に努めます。

3 計画に基づく施策の点検

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図ります。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、京田辺市人権教育・啓発推進本部において、施策の点検を行い、本計

画のフォローアップを行います。

■参考資料■

1 世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国際連合総会採択)

(前 文)

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙に

よるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票
手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力
及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人
格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権
利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、
及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬
を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保
障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によ
って補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加す
る権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇を
もつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康
及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死
亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出
であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的
の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならな
い。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等
教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法（抜粋）

（昭和21年11月3日（公布）昭和22年5月3日（施行））

（前文中段）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第3章 国民の権利及び義務

第11条（基本的人権の享有と本質）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条（自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第18条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条（信教の自由、国の宗教活動の禁止）

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由）

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条（生存権、国の生存権保障義務）

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上

及び増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償）

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第29条（財産権）

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第10章 最高法規

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条（憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守）

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条（憲法尊重擁護義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にする

べきであること。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をするべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

4 計画の推進体制

(1) 京田辺市人権教育・啓発推進本部設置要綱

(平成17年京田辺市告示第148号)

(設置)

第1条 人権教育のための国連10年京田辺市行動計画の取組を継承し、発展させ、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づく国の人権教育・啓発に関する基本計画及び新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえ、京田辺市人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、計画を総合的かつ効果的に進めるため、京田辺市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に定める事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進のための連絡及び調整に関すること。
- (4) その他人権教育及び人権啓発の推進に向けた施策に関すること。

(組織及び職務)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充て、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、人権啓発担当副市長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、部長の職にある者から本部長の指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに開催する。

- 2 推進本部の会議の議事の進行及び管理は、本部長が行う。
- 3 本部長は、必要があるときは、本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営のため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、人権啓発担当部長及びそれに相当する職にある者並びに別に指名する人権教育及び人権啓発に関する担当課長等をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は人権啓発担当部長をもって充てる。
- 5 副幹事長は幹事長が指名し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第6条 幹事会の円滑な運営のため、幹事会の下に作業部会を置く。

- 2 作業部会に事務局長を置き、人権啓発担当課長をもって充てる。
- 3 作業部会に事務局次長を置き、社会教育担当課長及び三山木福社会館長をもって充てる。
- 4 作業部会の委員は、別に指名する課等の実務担当職員をもって充てる。
- 5 作業部会の会議は、必要に応じて事務局長が招集し、その議長となる。

(庶務)

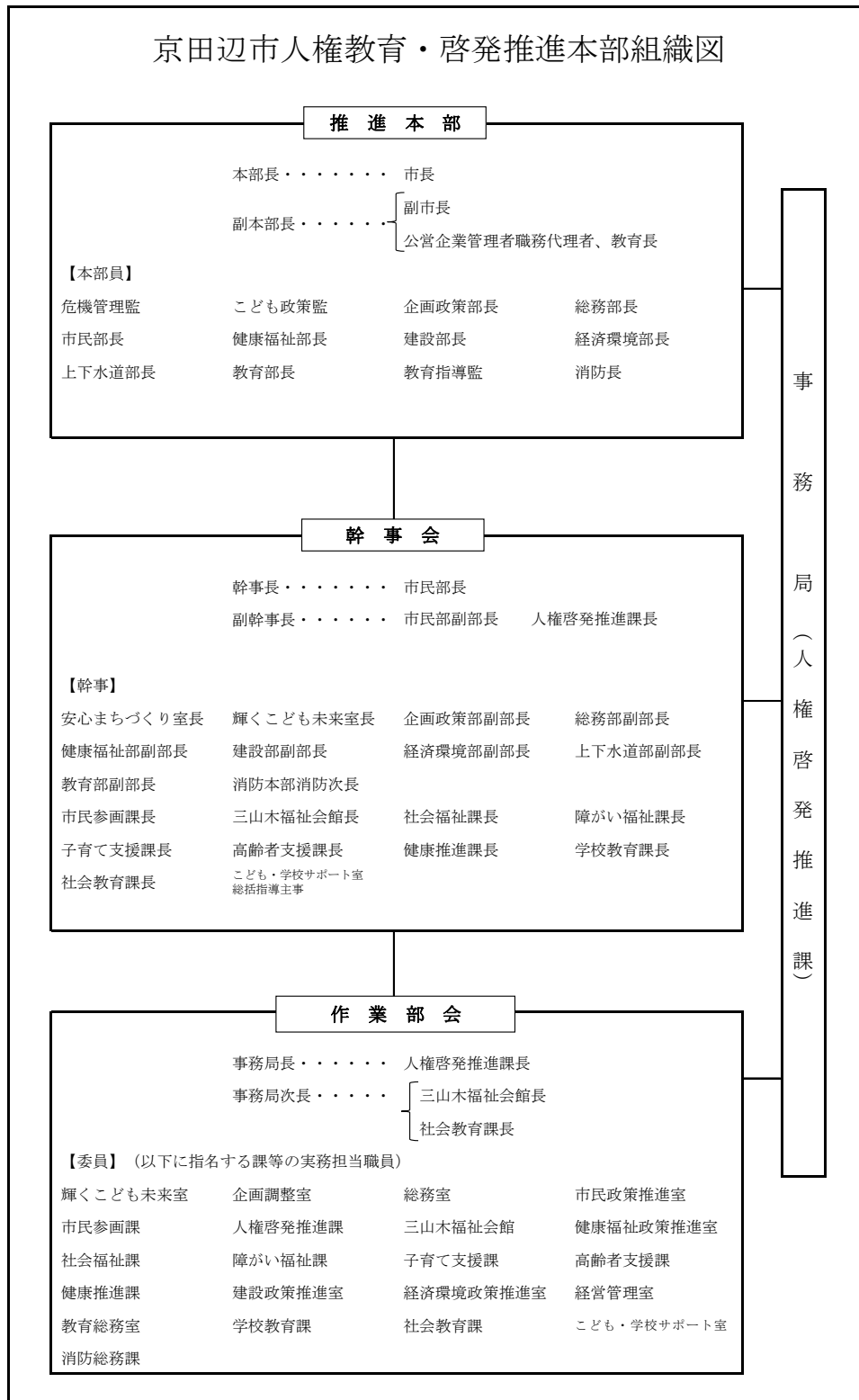
第7条 推進本部の庶務は、人権啓発担当課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

(以下、附則略)

(2) 京田辺市人権教育・啓発推進本部の組織図



■用語解説■

◇P1

1 世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほかに経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

2 国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准している。

3 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約／女子差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年（平成7年）12月に批准している。

6 国連人権高等弁務官

1994年（平成6年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

7 人権関係諸条約の監視機関

国際人権規約をはじめ、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権

利条約等の人権関係諸条約の締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。

8 人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。我が国は、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

9 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年（平成26年）1月に批准している。

10 人権教育のための世界計画

2004年（平成16年）の第59回国連総会で決議。2004年（平成16年）末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

◇P2

11 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（令和12年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」ことを誓うもの。

12 ビジネスと人権に関する指導原則

ビジネスと人権に関する指導原則は、国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏が策定し、2011年（平成23年）に国連人権理事会により決議された。その目的は、2008年（平成20年）に同じくジョン・ラギー氏が、多国籍企業のビジネスと人権に関する基準と慣行を強化するために策定した「保護、尊重及び救済の枠組（ラギーフレームワーク）」を実行に移すことである。同原則は、31の原則により成り立ち、企業が取り組むべき具体的なプロセスである「人権デューデリジェンス」の手順も記されている。

13 COVID-19 ガイダンス

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が、2020年（令和2年）4月に新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の立場から行った提言。

◇P3

14 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

15 国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

16 国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。

17 国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

18 ビジネスと人権に関する行動計画

国連人権理事会で決議された「ビジネスと人権に関する指導原則」により、策定されたわが国の行動計画のこと（2020年（令和2年）10月策定）。持続可能な開発目標（SDGs）の達成に当たっては、人権の保護・促進が重要な要素と位置付けられている。

19 同和对策審議会の答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和对策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

20 同和对策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

21 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

22 ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

23 共生社会

すべての人々が互いに理解を持って共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

24 国連自由権規約委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の遵守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。規約人権委員会ともいう。

25 人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

26 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。「人権教育・啓発推進法」とも呼ばれる。

27 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

◇P4

28 いじめ防止対策推進法

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

29 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

2014年（平成26年）1月施行。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策の基本

理念・基本となる事項を定め、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とされた法律。

30 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律（施行は一部の附則を除き2016年（平成28年）4月1日）。

31 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

ヘイトスピーチの解消に向けた取組を推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定する法律。

32 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定する法律。

33 人権教育のための国連10年京都府行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、京都府が1999年（平成11年）3月に、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針として策定した計画。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策で積極的な取組を推進。

34 新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取組を進めるための基本的指針として、2005年（平成17年）1月に策定した計画。

35 公益財団法人世界人権問題研究センター

1994年（平成6年）に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、人権問題に係る学術・研究の発信と振興を図ることを目的に、京都府・京都市・京都商工会議所により京都市内に設立された文部科学省認可の研究機関。

36 世界人権宣言65周年京都アピール

2013年（平成25年）11月、世界人権宣言65周年記念京都人権啓発フェスティバルにおいて、京都府知事、京都市長、京都地方法務局長、公益財団法人世界人権問題研究センター理事長の4者により、世界人権宣言の精神と意義を再確認するとともに、人権尊重の理念を改めて幅広く訴えかけることを目的として発表されたアピール。

◇P5

³⁷ 人権教育のための国連10年京田辺市行動計画

2001年（平成13年）に、あらゆる人々が、あらゆる機会に、人権教育に参加することにより、人権という普遍的文化を京田辺市において構築することを目標に策定。2004年（平成16年）末で期間満了となった。

³⁸ 山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）

2009年（平成21年）に山城地区における「人権尊重理念の普及」と「さまざまな人権問題の解決」を図るため、広報啓発事業、就業促進事業等を行う事を目的に府南部15市町村の行政及び賛同する企業等で結成された。

³⁹ LGBT

レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われることもある。

◇P11

⁴⁰ ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。

①誰にでも利用できるように作られていて、簡単に手に入れることができる（公平性）、②使う人の様々な好みや能力に合う（自由度）、③使い方が簡単にわかる（単純性）、④必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）、⑤ミスや間違った行動が、危険や思わぬ結果につながらない（安全性）、⑥少ない力で効率的に、楽に使うことができる（省体力性）、⑦アクセスしやすく、簡単に操作できるスペースや大きさにする（空間の確保）。

◇P12

⁴¹ 実態的差別、心理的差別

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申では、実態的差別とは同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことであり、例えば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されないなどの差別をいい、心理的差別とは人々の観念や意識のうちに潜在する差別であり、言語や文字や行為を媒介として顕在化するものをいう。

◇P13

⁴² 戸籍謄本等不正取得事件

京都府内で2003年（平成15年）に、司法書士が不正に取得した戸籍謄

本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005年（平成17年）以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

43 土地調査問題

2007年（平成19年）に、マンション開発に伴う「土地調査」で、差別につながる調査報告が行われていたことが判明。こうした調査は、問題が発覚する以前から長く続けられていたことがわかっている。

◇P14

44 地域改善対策協議会

1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

45 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

1986年（昭和61年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。2007年（平成19年）の法改正では、男性への差別も禁止されるようになった。

46 男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

◇P15

47 ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）

ストーカー行為を処罰するなど、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置を定めた法律。2000年（平成12年）11月に施行され、その後2013年（平成25年）7月に改正された。「ストーカー規制法」とも呼ばれる。

48 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止

法)

2001年（平成13年）施行。配偶者等（男性・女性問わず、事実婚や元配偶者も含む）からの暴力（身体的暴力のほか、精神的・性的暴力も含む）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。

49 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

2015年（平成27年）9月施行。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律。2016年（平成28年）4月から、労働者301人以上の事業所は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務づけられる。

50 セクシュアル・ハラスメント

京田辺市男女共同参画推進条例では、性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）では、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることと定義している。

51 京都府男女共同参画推進条例

2004年（平成16年）4月1日施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調）を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された条例。

52 KYOのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法が1999年（平成11年）に制定され、翌年の2000年（平成12年）末には国の男女共同参画基本計画が策定された。同法に基づき国の基本計画を勘案した都道府県男女共同参画計画として、2001年（平成13年）に2010年（平成22年）度までを計画期間とする新KYOのあけぼのプラン－京都府男女共同参画計画－が、2011年（平成23年）にはKYOのあけぼのプラン（第3次）－京都府男女共同参画計画－が、2021年（令和3年）には、KYOのあけぼのプラン（第4次）－京都府男女共同参画計画－が策定された。

53 京田辺市男女共同参画推進条例

2010年（平成22年）10月施行。男女共同参画の推進に関し、6つの

基本理念（①男女の人権の尊重、②社会活動選択における制度・慣行の中立化、③方針の立案及び意思決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動との両立、⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重、⑥国際的協調）を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定。

◇P16

⁵⁴ 第3次京田辺市男女共同参画計画

2002年（平成14年）から2010年（平成22年）までを目標年度とし、一人ひとりの人権が尊重され男女が家庭、地域、学校、職場等あらゆる場でともに協力し、責任を担うとともに、性別にかかわらず、あらゆる分野でその個性と能力を發揮し、ともに輝いていける男女共同参画社会の実現をめざして取り組む施策の行動指針として策定した京田辺市男女共同参画計画の終了に伴い、2011年（平成23年）には第2次京田辺市男女共同参画計画を、2021年（令和3年）には第3次京田辺市男女共同参画計画を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくこととした。

◇P18

⁵⁵ 子ども・子育て支援新制度

2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度（2015年（平成27年）4月施行）。

◇P19

⁵⁶ 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援制度の実施にあたり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくために、2015年（平成27年）に策定された第1期計画の終了に伴い、2020年（令和2年）に策定された計画。

⁵⁷ ネグレクト

子ども・障害者・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

⁵⁸ SNS（Social Networking Service の略）

インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日

記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

59 児童憲章

1951年（昭和26年）5月5日に我が国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

60 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が中央値の半分を下回る世帯で暮らす子どもの割合。

◇P20

61 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に設置・運営する組織。2004年度（平成16年度）に改正された児童福祉法において法定化された。関係機関の連携による要保護児童等の早期発見・早期対応、関係機関の相互理解等の促進が図られている。

62 ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

63 京田辺市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、市・学校・地域社会・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された方針。

◇P21

64 フィルタリングサービス

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

65 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律。2014年（平成26年）の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

66 京都府高齢者健康福祉計画

2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）が計画期間となる第8次計画を2018年（平成30年）3月に策定。団塊の世代が75

歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めている。

67 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

◇P22

68 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

2005年（平成17年）11月成立。2006年（平成18年）4月施行。「高齢者虐待」を、65歳以上の高齢者に対する身体への暴行、食事を与えないなどの長時間の放置、暴言などで心理的外傷を与える行為や、その財産を家族らが勝手に処分するなどの行為と定義し、高齢者虐待を発見した家族や施設職員らに市町村へ通報するよう義務を定めた。

通報を受けた市町村長は高齢者の自宅や入所施設に立ち入り調査ができ、地元の警察署長に援助を求めることができる。また、市町村長や施設長が、虐待をした家族などの養護者と虐待を受けた高齢者の面会を制限できる。

69 京田辺市高齢者保健福祉計画

社会全体で高齢者を支える体制づくりのため、基本理念である「普遍性」、「統合性」、「協働性」の実現を目指して2000年（平成12年）3月に策定し、3年ごとに見直しを行ない、計画を策定している。

◇P23

70 障害者支援費制度

2003年（平成15年）4月から、障がいのある人（身体障がいのある人・知的障がいのある人）に対する福祉サービスの一部が、これまで市町村が決定していた「措置制度」から利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」に変更され、さらに2006年（平成18年）4月に障害者自立支援法へ移行した。

「支援費制度」では、利用者自らがサービスを選択し、指定事業者等と契約してサービスを利用する。サービスを利用した場合は、市町村と利用者で費用を負担する（支援費とは市町村が支払う費用のことをいう。）。「支援費制度」を利用する場合は、あらかじめ、利用者が市町村に支援の支給申請を行い、支給決定を受ける必要がある。

71 障害者自立支援法

2006年（平成18年）4月施行。これまで障がい種別（身体・知的・精神障がい）ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定める。

72 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

2013年（平成25年）4月に施行。障害者自立支援法の法改正の形で成立。法律の基本理念として、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活及び社会生活の支援が、総合的かつ計画的に行われることが新たに掲げられるとともに、障がい者の範囲に難病等が加えられた。

73 障害者基本法

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

◇P24

74 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012年（平成24年）10月施行。障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障害のある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

75 京都府障害者基本計画

1996年（平成8年）3月に障害者基本法に基づき策定された今後の障害者の自立、社会参加等「完全参加と平等」を目指して作られた障害者施策に関する基本的な計画。2020年（令和2年）3月に第4期計画（計画期間、2020年（令和2年）4月からの4カ年）を策定。

76 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

2015年（平成27年）4月施行。障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定された条例。

条例では「障害者」の定義について、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定している。

77 京田辺市障害者基本計画 令和3年度～8年度（第4期）

障がいのある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定め、その方向性を明らかにし、今後の障がいのある人の施策推進のための指針として、2021年（令和3年）3月に策定された。

78 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

◇P26

79 明日の国際交流推進プラン

京都府では、グローバル化の進展や世界的規模の景気低迷など国際的な社会・経済情勢が大きく変化している中で、グローバルな課題に対応した京都府の国際交流を進めるため、「京都の持つ強み」や「京都ならではの特色」を活かした、京都府の新たな国際交流戦略を検討し、2009年（平成21年）12月にアクションプランが策定された。

80 公益財団法人京都府国際センター

1996年（平成8年）、「京都府国際化プラン」に基づき、京都府の国際化を総合的に進める中核的な組織として設立。

◇P27

81 ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。

日本では、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、この法律では、ヘイトスピーチを「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と規定している。こうした行為の代表的なものとしては、2009年（平成21年）12月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良県の水平社博物館前において行われたもの

がある。

82 京田辺市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン

ヘイトスピーチ解消法において、本法外出身者に対する不当な差別的言動があってはならないとされたことを受け、京田辺市の公の施設においてヘイトスピーチが行われる蓋然性のある場合等に、施設の使用者に対し使用制限等を課す規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したガイドライン。

◇P28

83 エイズ

後天性免疫不全症候群 (Acquired Immuno Deficiency Syndrome) のこと。H I Vに感染することによって (後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力 (免疫) が、正常に働かなく (不全) なり発症する様々な病気 (症候群) の総称。

84 H I V

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) のこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

85 世界保健機関 (WHO)

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

86 世界エイズデー

1988年 (昭和63年) に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOが、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

◇P29

87 ハンセン病

1873年 (明治6年) にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

88 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

2009年（平成21年）4月施行。ハンセン病問題の解決の促進に関して、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決促進に関して必要な事項が定められた。

◇P30

89 ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

90 難病の患者に対する医療等に関する法律

2015年（平成27年）1月施行。難病の患者に対する医療費助成に消費税などの財源が充てられることとなるなど、安定的な医療費助成の制度が確立するほか、難病の発症の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進し、療養生活環境整備事業の実施等の措置なども定められた。

◇P31

91 犯罪被害者等基本法

犯罪による被害者への支援体制を整えるための法律。2004年（平成16年）12月に成立。被害者の権利を明文化し、支援することを国や地方公共団体、国民の責務と位置づけたことが特徴。支援の対象は、捜査当局に立件された犯罪の被害者や遺族だけでなく、ストーカー行為やDVなど、犯罪に準ずる行為で心身に被害を受けたケースも含まれる。

92 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例

2004年（平成16年）12月施行。警察活動をはじめ行政の取組のみならず、府民、事業者、ボランティア等と行政が一体となって、犯罪を発生させない環境づくりを目的に制定された。

93 京都府犯罪被害者サポートチーム

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶためのネットワークシステム。事務局に犯罪被害者相談専用電話を設置、犯罪被害者支援の知識も経験も豊富な犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、行政機関をはじめ、法律・医療等の民間機関と連携した総合的な支援を実施。

94 犯罪被害給付制度

この制度は、通り魔殺人事件等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族、身体に重大な負傷又は疾病を受けた被害者及び障がいが残った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもの。

95 京田辺市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的として策定し

た条例。犯罪被害者等基本法に基づき、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、総合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、市民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

96 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター

電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪や犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにそのご家族及び遺族（以下、「被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的として、1998年（平成10年）5月に任意団体として設立された。2003年（平成15年）10月には犯罪被害者等早期支援団体として京都府公安委員会の指定を受け、2011年（平成23年）4月に公益社団法人となる。

◇P32

97 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）

性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察弁護士会、民間団体等が連携して設置し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。

98 直接的支援

裁判の傍聴付添や代理傍聴、検察庁や弁護士事務所等への付添などのこと。

99 犯罪被害者週間

2003年（平成15年）に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」とし、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とすることとされた。

◇P33

100 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

2002年（平成14年）8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、10年間の時限法であった法の期限は、2027年（令和9年）まで延長されている。

101 生活困窮者自立支援法

2015年（平成27年）4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作

成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当を支給する「住居確保給付金」等を実施。

102 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年（平成16年）7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

◇P34

103 綴喜地区更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うため、京田辺市内に設置された。企画調整保護司が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。

104 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

2019年（令和元年）施行。先住民族への配慮を求める国内外の要請等により、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等の施策の推進を定めた法律。

◇P35

105 婚外子（非嫡出子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子（非嫡出子）に対する差別を禁止している。

106 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

2006年（平成18年）6月施行。北朝鮮当局による拉致をはじめとする人権侵害問題の解決について政府及び地方公共団体の責務を定めるとともに、政府に対し、啓発の実施、年次報告の提出と公表、国際連携の強化、人権侵害状況が改善されない場合における抑止のために措置を講ずることを定めている。

◇P37

107 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

108 プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども規制対象とされている。

◇P38

109 メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

◇P39

110 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、国民及び法人に割り当てられた個人番号、法人番号により、行政機関が効率的な情報の管理・利用と行政機関の間における迅速な情報授受を行い、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤。

111 事前登録型本人通知制度

個人情報に記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、その交付の事実を知らせる制度。

112 パワー・ハラスメント

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）では、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素をすべて満たすものと定義している。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

113 マタニティ・ハラスメント

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）では、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることと定義している。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しない。

◇P40

114 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年（平成19年）12月に策定。

◇P41

115 京田辺市“生きる”支援計画－京田辺市自殺対策計画－

「すべての市民の“いのち”を大切にすまちな京田辺」を基本理念として、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活していくための事業を自殺対策＝「生きる支援」の取組として推進していくための計画。本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（令和5年度）までの5年間である。

◇P44

116 保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めたもの。

117 幼稚園教育要領

文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準を定めたもの。

◇P45

118 学習指導要領

文部科学省が告示する、小・中・高等学校、特別支援学校の教育課程の基準を定めたもの。教科書編集の基準にもなる。

119 京都府教育振興プラン

教育基本法第17条第2項に基づき、京都府教育委員会において、2011

年（平成23年）に策定された教育の振興に関する基本計画。2021年（令和3年）には、第2期となる基本計画が策定された（計画期間は2030年度（令和12年度）までの10年間）。

120 学校教育の重点

京都府教育委員会で、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校において重点的に取り組むべき事項を示すものとして、社会状況や新たな課題などを踏まえ毎年策定されている。

121 京田辺市教育の方針

京田辺市教育委員会で、子ども達の豊富な社会体験を通じた人間形成と、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、地域に即した教育活動の創造と活性化のための指針として、毎年定めている。

◇P48

122 人権の花運動

法務省と全国人権擁護委員連合会が、主に小学生を対象として実施する啓発運動。1982年度（昭和57年度）から実施している。学校に配布した花の種子や球根などを、子ども達が協力して育てることにより、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心をはぐくみ、優しさと思いやりの心を体得することを目的としている。

◇P50

123 企業内人権啓発推進員

企業内の人権啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数30人以上（2021年（令和3年）4月から25人以上）の事業所等に設置勧奨している。

◇P52

124 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、妊産婦の子育てや妊娠中の相談・支援等を行う。

◇P55

125 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

126 人権週間

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

127 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

◇P57

128 京都人権啓発推進会議

同和問題（部落差別）などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年（昭和59年）に設立。

129 京都人権啓発行政連絡協議会

1976年（昭和51年）に部落地名総監事件を契機に企業内の人権啓発推進のため結成された「行政連絡協議会」を前身とする。1998年（平成10年）に京都府内を行政区域とする京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市の9団体により設立。京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動を行っている。

130 人権啓発活動ネットワーク協議会

国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発活動を行っている機関、団体等が、相互に連携・協力して、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置。人権の花運動等の啓発活動を行う。京都ネットワーク協議会は、京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会の6団体。1999年（平成11年）設立。府内に3つの地域ネットワーク協議会がある。

第2次 京田辺市人権教育・啓発推進計画（改訂版）

2021年（令和3年）12月発行

京田辺市人権教育・啓発推進本部
（事務局 京田辺市市民部人権啓発推進課）

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地
TEL:0774-64-1336 FAX:0774-64-1305
URL <https://www.city.kyotanabe.lg.jp>
